

第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画構成案
目次

第1編 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけと計画期間	1
1-3 本計画の基本理念	2
1-4 計画策定の経過	2
(1) 意向調査の実施とその結果	2
(2) 推進委員会及び連絡調整会議での議論の経過	2
(3) パブリックコメントの実施状況	2
第2章 高齢者及び介護者の状況	3
2-1 高齢者の状況	3
(1) 人口及び人口構造の変化	3
(2) 世帯構成	7
(3) 地区別人口・高齢化の状況	8
(4) 健康及び要介護者の状況	10
(5) 住まいの形態	15
(6) 就労の状況	16
(7) 社会参加の状況	18
2-2 介護者の状況	20
第3章 第5期計画の評価と今後の施策のあり方について	21
第4章 高齢者と高齢者を取り巻く社会の将来像	21
4-1 本市高齢者の将来像	21
(1) 人口及び高齢者人口	21
(2) 要介護（支援）認定者数	22
4-2 2025年を見据えた社会の動き	23
(1) 高齢社会対策大綱	23
(2) 地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革	24
4-3 第6期計画における課題	25
第5章 基本方針の設定と施策の体系	25
第2編 各論	25
第6章 基本方針ごとの施策	26
第7章 介護保険事業計画	26
第8章 進行管理	26

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

わが国の高齢者人口は、国勢調査によると平成22年10月1日現在約2,925万人で、高齢化率は22.8%でしたが、平成24年10月1日現在24.1%（高齢社会白書）となり、高齢化が急速に進んでいます。

本市の高齢者人口は、国勢調査によると平成22年10月1日現在50,189人で、高齢化率21.3%でしたが、住民基本台帳人口による平成24年10月1日現在では22.3%に、平成25年10月1日現在では23.2%となり、本市でも高齢化が急速に進んでいます。

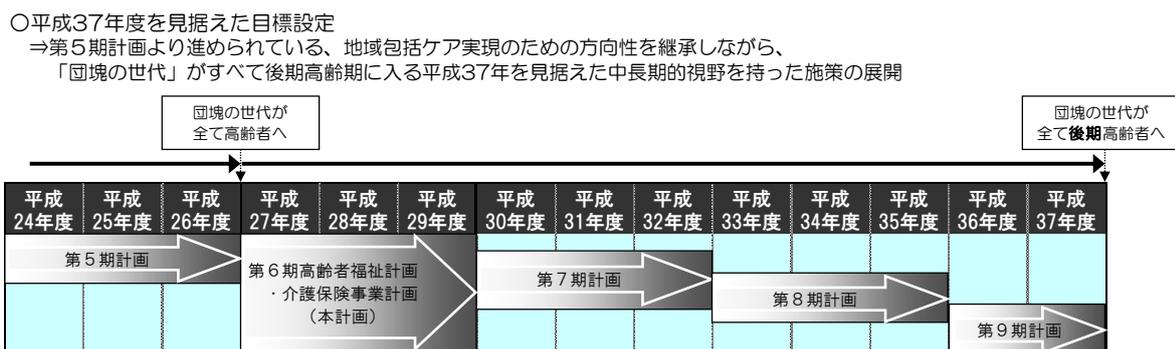
このような状況にあつて、本市の第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間平成24年度から26年度まで）では、「高齢者の個人の尊厳を重んじ、個々の有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう地域社会の社会的な連携と支援によって、主体的な社会参加と自己実現を確立する」という基本理念の下に、平成18年から「介護予防の推進」「地域ケア体制の整備」を進めてまいりました。

わが国を世界有数の経済大国に押し上げた原動力である団塊の世代が高齢者の仲間入りをしています。その団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる10年後の平成37年（本市の高齢化率は26.8%を見込んでいます。）を見据えて、平成27年度を初年度とする第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者が暮らしやすい環境を作ってまいります。

1-2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とします。

図1 計画期間



本計画では、第5期計画より進められてきている「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みをさらに発展させていくとともに、「団塊の世代」が全て後期高齢者となる平成37年の本市高齢者の状況や介護需要等を見据え、第6期から第9期までの中長期的な視野を持ちながら、施策の展開を図ることが求められています。

1-3 本計画の基本理念

キーワード：健康づくり、介護予防、認知症予防、医療と介護の連携、地域包括ケアシステム、介護保険制度の持続可能性、地域の力、支えあいなど

1-4 計画策定の経過

(1) 意向調査の実施とその結果

介護保険サービスや高齢者福祉サービスの利用状況・利用意向、サービスに対する要望などを把握するとともに、高齢者の介護予防・健康づくり、日常生活、生きがいづくりなどの調査を行うため、平成25年度に「茅ヶ崎市一般高齢者実態調査」及び「介護高齢者サービス意向調査」を実施しました。

調査対象は65歳以上の高齢者で、①一般高齢者4,500人（回収3,518票、回収率78.2%）、②在宅の要支援・要介護高齢者3,000人（同2,198票、73.3%）、③施設サービスを利用している要支援・要介護高齢者500人（同356票、71.2%）を対象に実施しました。

(2) 推進委員会及び連絡調整会議での議論の経過

これまで見てきたような、将来における高齢化の進展とそれに伴う要介護認定者数の増加等をふまえ、今後の高齢社会のあり方についての国の高齢社会対策に関する指針や、医療・介護制度を一体的に見直しが進められています。

(3) パブリックコメントの実施状況

第2章 高齢者及び介護者の状況

2-1 高齢者の状況

(1) 人口及び人口構造の変化

①本市の人口の推移

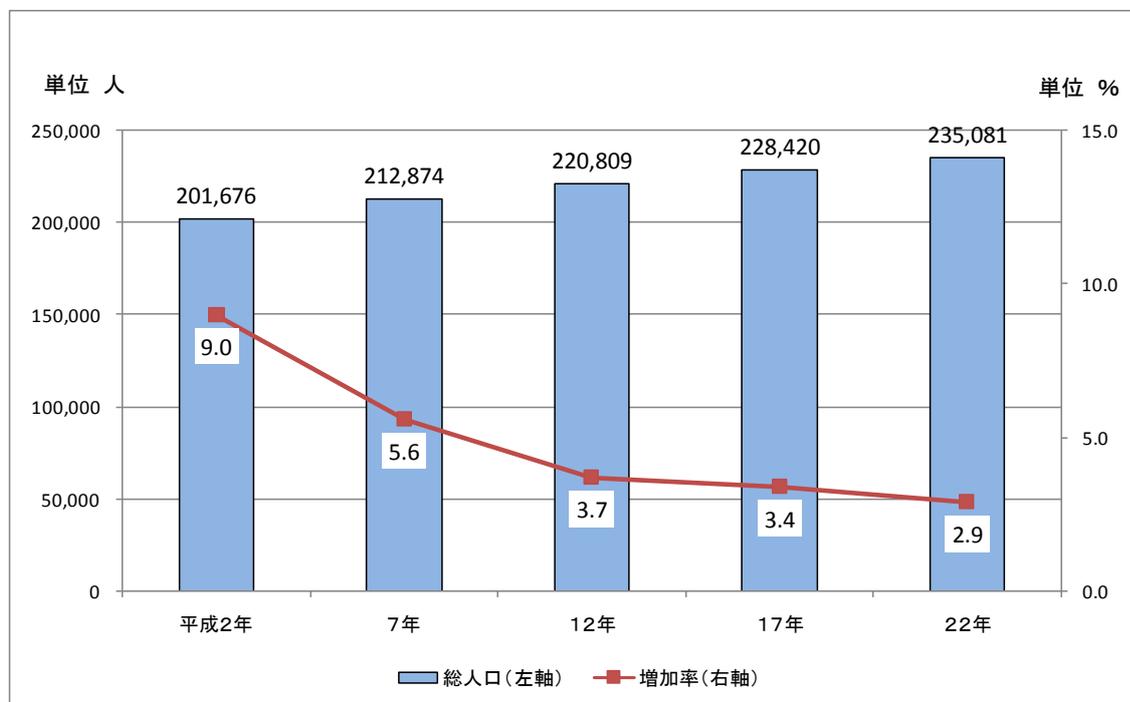
国勢調査の結果に基づく平成22年10月1日現在の本市の総人口は235,081人で、5年前の平成17年と比較して2.9%増加しています。平成2年以降の推移をみると、人口の増加が続いていますが、5年ごとの増加率は低下傾向にあります。

表1 本市の総人口と増加率

□		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
茅ヶ崎市	総人口(人)	201,676	212,874	220,809	228,420	235,081
	増加率(%)	9.0	5.6	3.7	3.4	2.9
神奈川県	総人口(人)	7,980,391	8,245,900	8,489,974	8,791,597	9,079,236
	増加率(%)	7.4	3.3	3.0	3.6	3.3
全国	総人口(人)	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352
	増加率(%)	2.1	1.6	1.1	0.7	0.2

(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

図2 本市の総人口と増加率



(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

②本市の人口構造

住民基本台帳に基づく平成26年10月1日現在の総人口は 人です。平成16年から26年までの年齢3区分人口の推移を見ると、年少人口はほぼ横ばいとなっています。高齢者人口は増加が続いており、一方で生産年齢人口は減少が続いています。

これらを構成比としてみると、年少人口は14.0%程度で安定的に推移していますが、高齢者人口は16年には17.0%であったものが、年々割合が上昇し、26年には %になっています。また、生産年齢人口の割合は16年に68.9%でしたが、徐々に減少し、26年には %になっています。

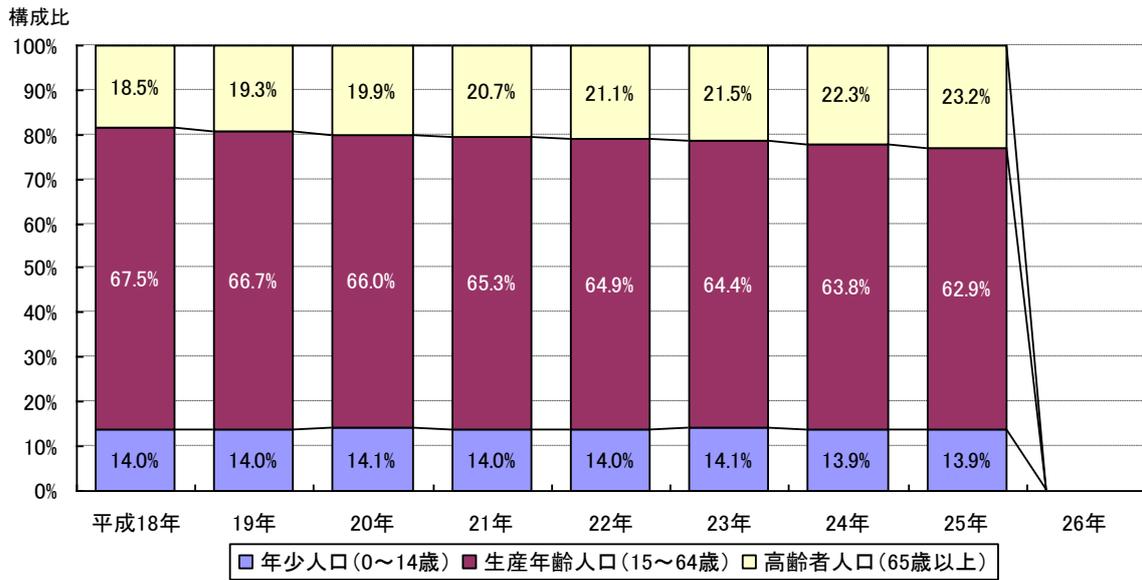
表2 本市の年齢3区分人口の推移

(単位 人)

	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
年少人口 (0～14歳)	32,101	32,369	32,798	33,029	33,059	33,293	33,265	33,293	
生産年齢人口 (15～64歳)	155,271	154,497	153,910	153,483	153,164	152,495	152,136	150,747	
高齢者人口 (65歳～)	42,578	44,697	46,498	48,582	49,817	50,827	53,094	55,448	
前期高齢者 (65～74歳)	25,400	26,496	27,417	28,395	28,433	28,140	29,209	30,516	
後期高齢者 (75歳～)	17,178	18,201	19,081	20,187	21,384	22,687	23,885	24,932	
総人口	229,950	231,563	233,206	235,094	236,040	236,615	238,495	239,488	

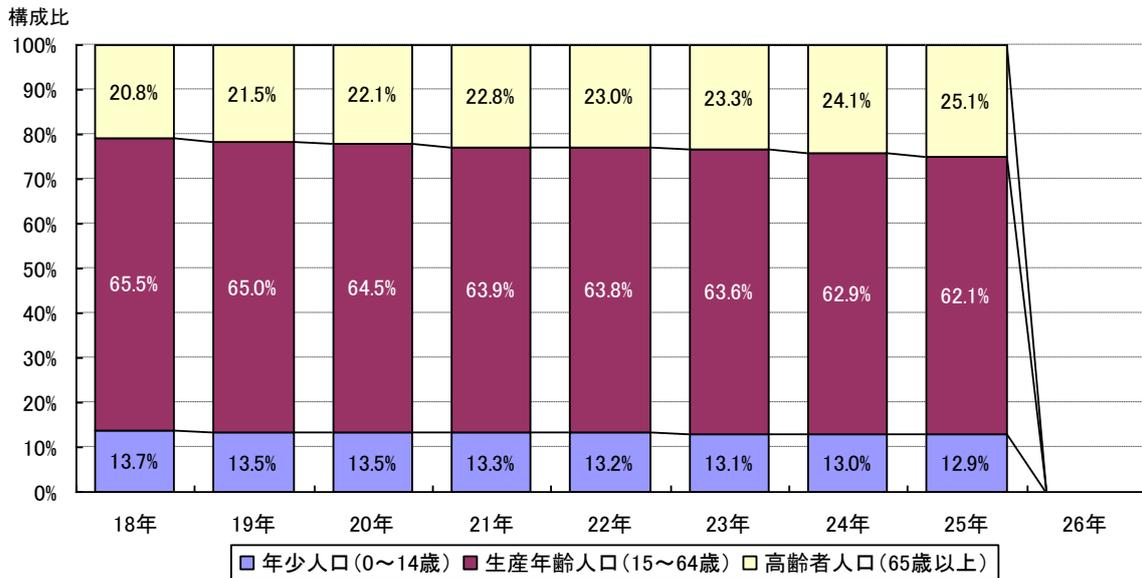
(資料 住民基本台帳 各年10月1日現在)

図3 本市の年齢3区分人口の構成比の推移



(資料 住民基本台帳 各年10月1日現在)

図4 全国の年齢3区分人口の構成比の推移

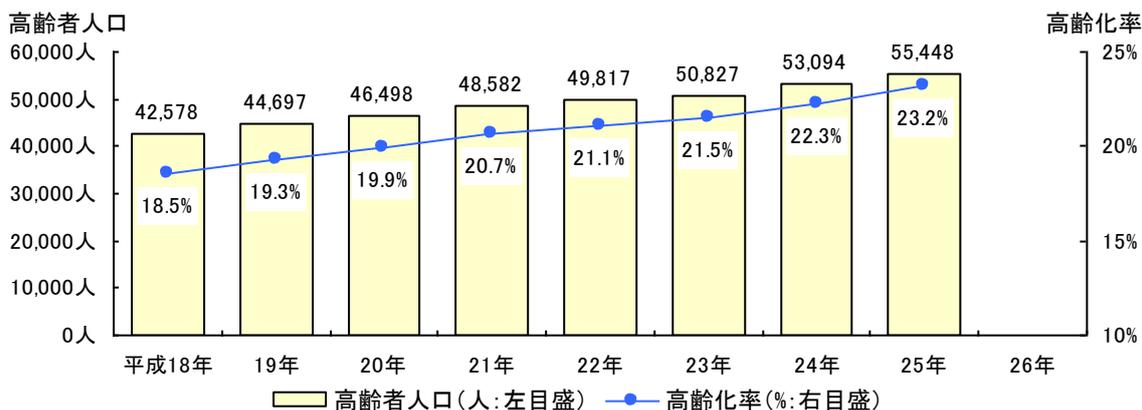


(資料 総務省 人口推計 各年10月1日現在)

③高齢化率

年齢3区分人口のうち、65歳以上の人口、及び高齢化率について抜き出し、推移を図示すると、下図のようになります。高齢者数、高齢化率はともに右肩上がりとなっており、平成16年の高齢化率は17.7%でしたが、平成26年には %となっています。

図5 本市の総人口と高齢化率



(資料 住民基本台帳 各年10月1日現在)

平成25年1月1日現在の高齢者人口と高齢化率を全国、神奈川県、市で比較すると、本市では高齢化率は22.4%であるのに対して、神奈川県では21.7%、国では24.3%となっています。本市の状況は、神奈川県と比較するとやや高い状態にありますが、全国と比較すると低くなっています。

表3 全国、県、市の高齢化率の比較

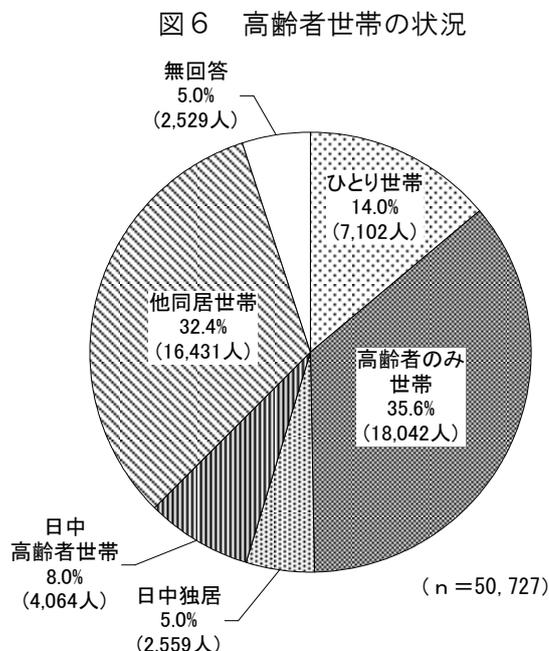
(単位 人、%)

	高齢者人口	高齢化率	
		平成25年	平成22年
茅ヶ崎市	53,645	22.4	20.8
神奈川県	1,953,430	21.7	19.8
全国	31,019,000	24.3	22.8

(資料 全国：総務省統計局人口推計、神奈川県：年齢別人口統計調査、茅ヶ崎市：住民基本台帳 各年1月1日現在)

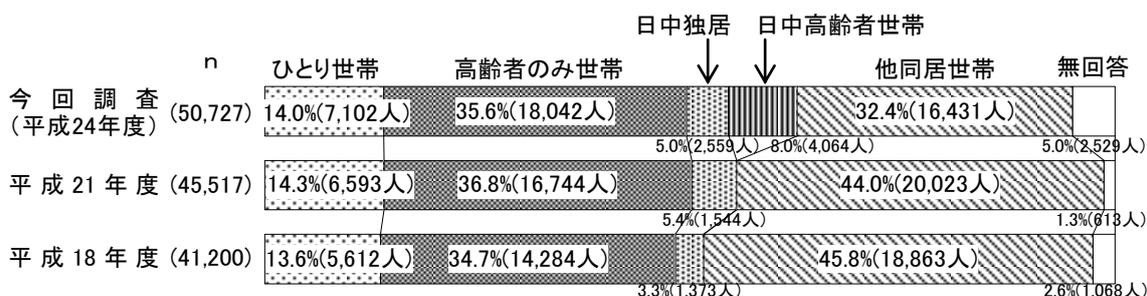
(2) 世帯構成

本市で平成 24 年度に実施した「在宅高齢者実態調査」より高齢者の世帯の状況をみると、高齢者のみの世帯が全体の 35.6%で最も多く、次いで、他同居世帯が 32.4%となっています。ひとり世帯は 14.0%で、日中高齢者世帯が 8.0%、日中独居世帯が 5.0%となっています。平成 21 年度と平成 18 年度の高齢者実態調査の結果を比較すると、構成比の大きな変化は見られません。



世帯類型	定義
ひとり世帯	生計と住居が独立しているひとり暮らしの 65 歳以上の高齢者の世帯
高齢者のみ世帯	生計と住居が独立している 65 歳以上の高齢者のみの 2 人以上の世帯
日中独居	65 歳未満の若年者の家族等と 65 歳以上の高齢者が同居している世帯で、昼間は通常、高齢者が 1 人になってしまう世帯
日中高齢者世帯	65 歳未満の若年者の家族等と 65 歳以上の高齢者が 2 人以上同居している世帯で、家族が仕事等で、昼間は通常、高齢者だけになってしまう世帯
他同居世帯	65 歳未満の若年者の家族等と 65 歳以上の高齢者が同居している世帯で、昼間も通常、高齢者が 1 人にならない世帯

(資料 高齢福祉介護課 在宅高齢者実態調査)



※平成 21 年度以前の調査では、「日中高齢者世帯」は「他同居世帯」に含まれている。

(資料 高齢福祉介護課 在宅高齢者実態調査)

(3) 地区別人口・高齢化の状況

平成26年10月1日現在の市内居住地区別の高齢化率を見ると、21%を超えている地区が 地区あります。このうち最も高いのは 地区で %、次いで 地区(%)、 地区(%)となっています。

平成23年10月現在の状況と比較すると、 地区で高齢化率が上昇しています。

表4 地区別にみた人口、及び高齢化の状況

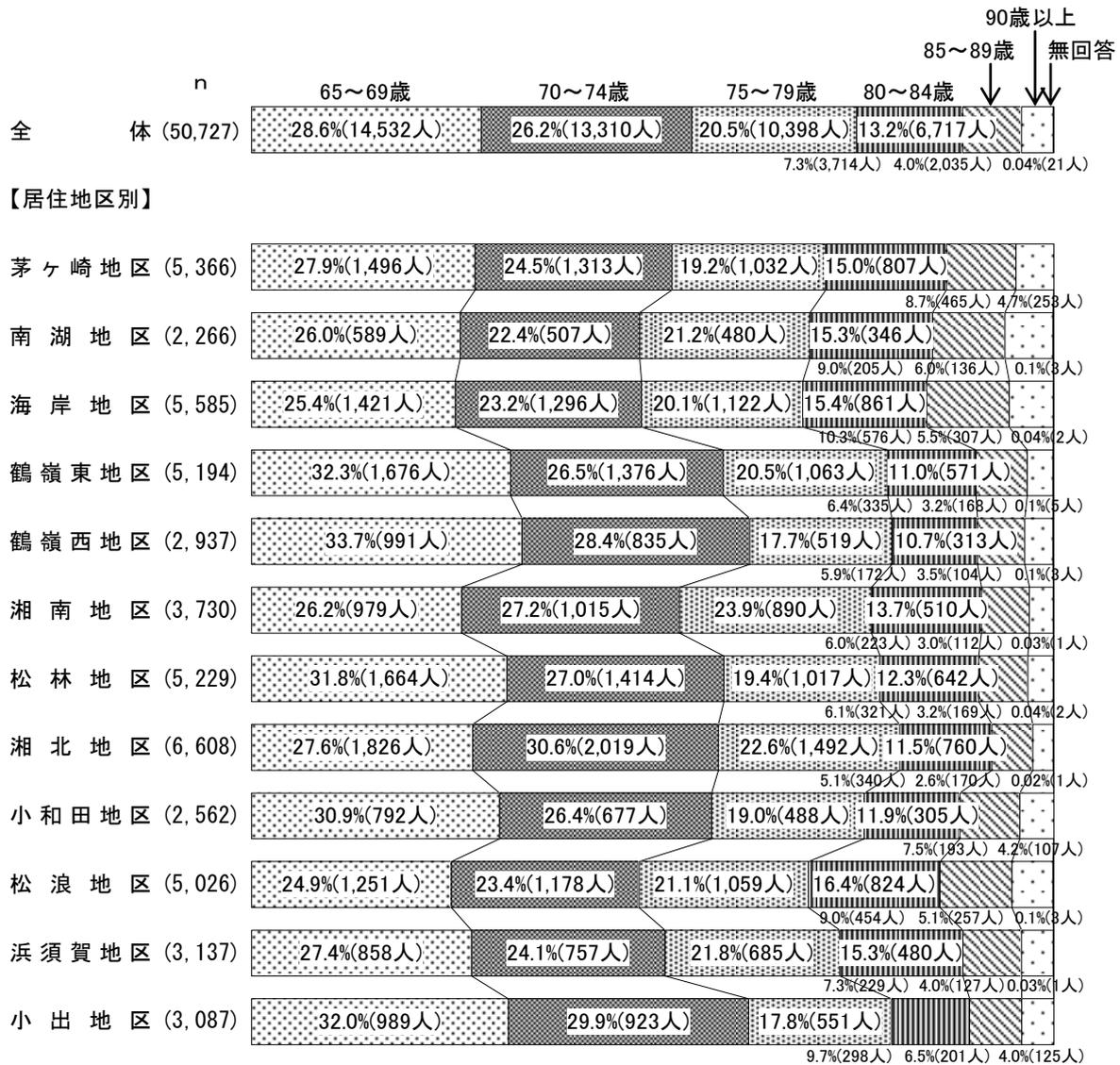
(単位 人、%)

地区名	総数	高齢者人口	高齢化率		
			平成26年	平成23年	平成18年
茅ヶ崎				21.9	18.9
南湖				23.0	21.5
海岸				21.6	19.6
鶴嶺東				18.4	15.3
鶴嶺西				17.9	13.7
湘南				24.3	20.7
松林				19.5	17.1
湘北				27.2	21.3
小和田				17.0	14.4
松浪				21.1	19.9
浜須賀				20.7	18.5
小出				28.8	22.9
全市				21.5	18.5

(資料 住民基本台帳 各年10月1日現在)

高齢者を居住地区別に高齢者年齢区分（5歳階級）で見ると、次の図のとおりとなります。75歳以上の後期高齢者の占める割合の最も多いのは、松浪地区で51.6%、次に南湖地区の51.5%、海岸地区の51.3%と続いています。最も少ないのは、鶴嶺西地区で37.8%となっています。

図7 居住地区別高齢者年齢区分



(資料 高齢福祉介護課 在宅高齢者実態調査)

(4) 健康及び要介護者の状況

① 高齢者の健康状態

高齢者が自身の健康状態をどのように感じているかについて、平成 25 年度の「一般高齢者実態調査」の結果をみると、「とてもよい」が 11.6%、「よい」が 65.4%となっており、合わせて 77.0%の方が「健康状態がよい」と回答しています。

健康状態を維持するための取り組みとしては、「食事、栄養に注意する」(63.1%)、「意識的に運動する」(58.9%)、「睡眠、休養を十分にとる」(55.5%)、「規則正しい生活を心がける」(55.2%) などが多くなっています。また、「趣味を持つ」、「人とふれあう」といった、心の健康維持についても多くの方が取り組んでいるようすが見受けられます。なお、「特に心がけていることはない」との回答は 5.2%であり、本市の高齢者は健康維持のために何らかの取り組みを行っている方が多く、健康への関心が高いことがうかがえます。

図 8 一般高齢者の主観的健康感
(単数回答、n=3,489)

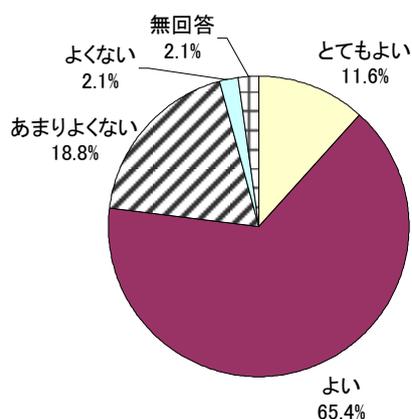
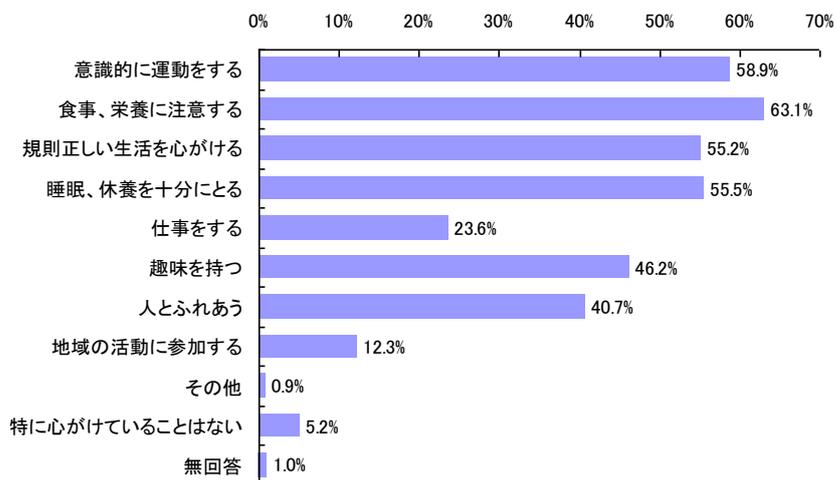


図 9 健康状態を保つために心がけていること
(複数回答、n=3,489)



(資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査)

②要介護等認定者の状況

ア) 被保険者数の推移について

平成18年から26年までの第1号被保険者数の推移を見ると、26年9月末日現在被保険者数は 人で、10年前の平成16年と比較して 人増加し、その割合は 倍となっています。

表5 本市の介護保険被保険者数の推移

(単位 人)

	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
第1号被保険者数	42,782	44,862	46,606	48,700	49,947	50,994	53,182	55,549	
前期高齢者数 (65～74歳)	25,499	26,563	27,452	28,448	28,496	28,214	29,211	30,511	
後期高齢者数 (75歳～)	17,283	18,299	19,154	20,252	21,451	22,780	23,971	25,038	
40～64歳人口	78,679	78,954	79,378	80,030	81,277	82,649	83,401	83,609	

(資料 高齢福祉介護課、住民基本台帳、第1号被保険者数は各年9月末日現在、40～64歳人口は各年10月1日現在)

イ) 要介護等の認定者数と認定率の推移について

平成18年から26年までの要介護等の認定者数(要支援認定者数+要介護認定者数)の推移を見ると、増加が続いています。平成26年の認定者数は 人であり、10年間で 倍となりました。

第1号被保険者数に占める要介護等認定者数の割合を示す認定率は、平成21年までは12%台で、19年には一度低下しましたが、22年に13.1%となり、25年には14.0%になりました。

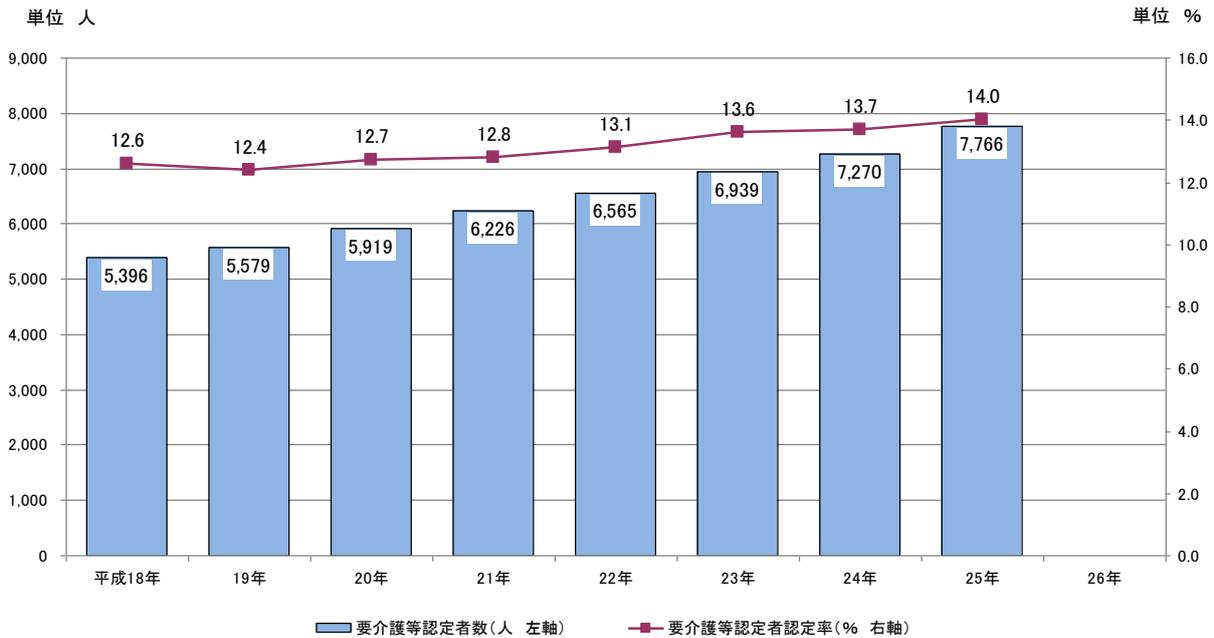
表6 本市の要介護等認定者数と認定率の推移

(単位 人、%)

	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
要介護等認定者数	5,396	5,579	5,919	6,226	6,565	6,939	7,270	7,766	
要介護等認定者認定率	12.6	12.4	12.7	12.8	13.1	13.6	13.7	14.0	

(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

図 10 本市の要介護等の認定者数と認定率の推移



(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

ウ) 前期高齢者・後期高齢者認定率の推移について

前期高齢者の認定率（前期高齢者のうち要介護等の認定を受けているものの割合）及び後期高齢者の認定率（後期高齢者のうち要介護等の認定を受けているものの割合）について見ると、前期高齢者は3%台で推移しています。後期高齢者は24年度まで26%台で推移してきましたが、25年度に27.2%になりました。

平成25年9月末日現在の全国、神奈川県、本市で比較すると、本市は前期高齢者の認定率は3.2%であるのに対し、神奈川県では4.2%、全国では4.4%となっています。また、後期高齢者では、本市が27.2%であるのに対し、神奈川県では30.5%、全国では32.0%となっています。前期高齢者及び後期高齢者共に神奈川県、全国の割合より低い割合となっています。この状況は22年時点から変化していません。

表 7 本市の前期高齢者後期高齢者別認定率の推移

	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
前期高齢者認定率	3.5	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1	
後期高齢者認定率	26.0	25.7	26.1	26.2	26.4	26.5	26.5	27.2	

(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

表8 全国、県、市の要介護等の認定率

	平成25年要介護等の認定率			平成22年要介護等の認定率		
		前期高齢者	後期高齢者		前期高齢者	後期高齢者
茅ヶ崎市	14.0	3.1	27.2	13.1	3.2	26.4
神奈川県	16.0	4.2	30.5	14.7	4.0	28.8
全国	17.8	4.4	32.0	16.7	4.4	29.9

(資料 茅ヶ崎市：高齢福祉介護課、神奈川県及び全国：介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在)

エ) 要介護等の状態区分ごとの認定者数の推移について

平成18年から26年までの要介護等の認定者数を見ると、第1号被保険者数は18年が5,396人であるのに対し、平成26年は 人で、10年で 倍になっています。第2号被保険者数は16年が200人であるのに対し、18年で236人に増加しましたが、26年は 人でほぼ横ばいとなっています。

表9 本市の要介護状態等区分ごとの認定者数の推移

(単位 人)

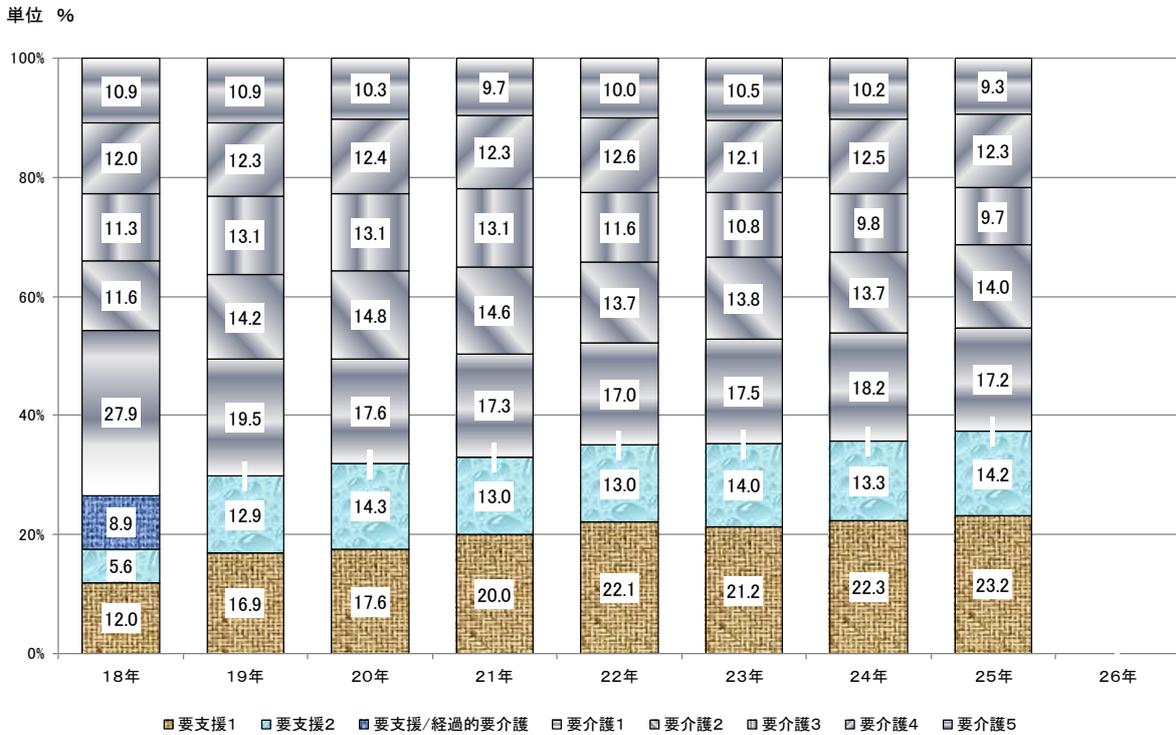
		平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
第1号被保険者	要支援1	645	944	1,040	1,243	1,451	1,473	1,624	1,805	
	要支援2	301	722	845	811	855	970	970	1,106	
	要支援/経過的要介護	479								
	要介護1	1,504	1,090	1,039	1,075	1,114	1,213	1,323	1,332	
	要介護2	624	793	878	910	900	961	997	1,085	
	要介護3	611	732	774	814	762	752	709	756	
	要介護4	645	688	732	768	827	842	909	956	
	要介護5	587	610	611	605	656	728	738	726	
	合計	5,396	5,579	5,919	6,226	6,565	6,939	7,270	7,766	
第2号被保険者	要支援1	13	12	14	23	31	33	20	28	
	要支援2	9	31	39	35	35	29	44	45	
	要支援/経過的要介護	8								
	要介護1	69	49	32	23	23	25	18	15	
	要介護2	42	40	45	49	48	47	42	49	
	要介護3	40	43	42	38	28	21	16	16	
	要介護4	30	25	20	17	19	22	16	15	
	要介護5	25	27	30	26	27	24	22	22	
	合計	236	227	222	211	211	201	178	190	
認定者数総数	5,632	5,806	6,141	6,437	6,776	7,140	7,448	7,956		

(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

経過的要介護:平成18年4月1日において、有効期間が満了する前の旧要支援者については、改正介護保険法附則第8条の規定により、施行日に要介護認定を受けたものとみなされるため、当該有効期間満了日までの間は「経過的要介護」として予防給付ではなく介護給付の対象となる。なお、当該有効期間は平成21年2月末をもって終了している。

第1号被保険者の要介護等の状態区分ごとの構成比推移を見ると、平成18年以降、要支援1の割合が徐々に高まっているようすがうかがえます。一方、それ以外の状態区分については、おおむね安定的に推移しています。

図11 本市の要介護等の状態区分別の認定者数に対する割合（第1号被保険者）



第1号被保険者の要介護等の状態区分別認定者割合を見ると、平成25年9月末日現在では、要支援1の割合が23.2%で、神奈川県、前項と比較して高くなっています。この傾向は平成22年時点と同様です。

表10 国、県、市の要介護等の状態区分ごとの認定者の割合

平成25年9月末日現在 (単位 %)							
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
茅ヶ崎市	23.2	14.2	17.2	14.0	9.7	12.3	9.3
神奈川県	12.2	13.7	18.2	19.4	13.3	12.4	10.7
全国	14.0	13.7	18.9	17.5	13.1	12.3	10.7

平成22年9月末日現在 (単位 %)							
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
茅ヶ崎市	22.1	13.0	17.0	13.7	11.6	12.6	10.0
神奈川県	11.8	13.1	17.1	19.0	14.3	12.8	11.8
全国	13.3	13.1	17.9	17.4	13.9	12.7	11.7

（資料 茅ヶ崎市：高齢福祉介護課、神奈川県及び全国：介護保険事業状況報告月報）

(5) 住まいの形態

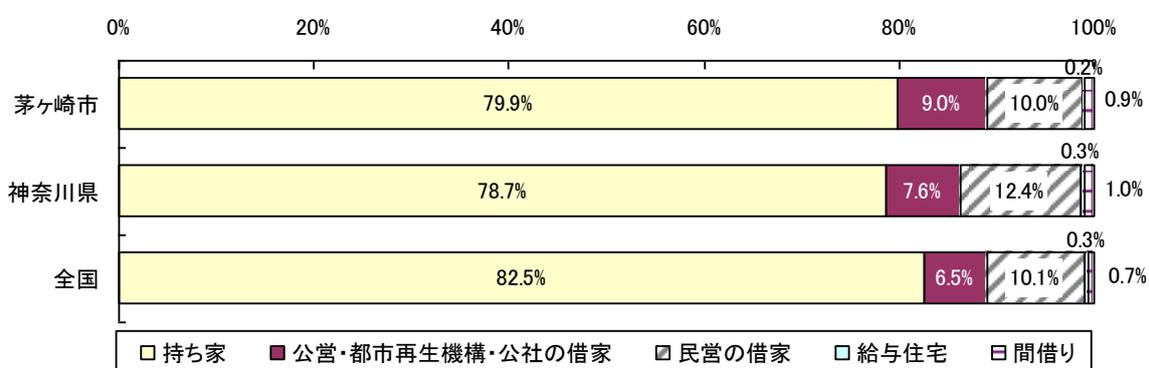
高齢者のいる世帯の住まいの種類について、平成 22 年の国勢調査の結果をみると、本市では 79.9%の方が「持ち家」に住んでいることがわかります。全国や県と比較すると、本市の「持ち家」の割合は全国や県と同程度となっています。

表 11 住まいの種類（高齢者のいる一般世帯）

						(世帯数)
	持ち家	公営・都市再生機構・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	合計
住まいの種類 (高齢者のいる世帯)	26,552	3,006	3,306	57	305	33,226

(資料 国勢調査 (平成 22 年))

図 12 住まいの種類（高齢者のいる一般世帯）の全国との比較



(資料 国勢調査 (平成 22 年))

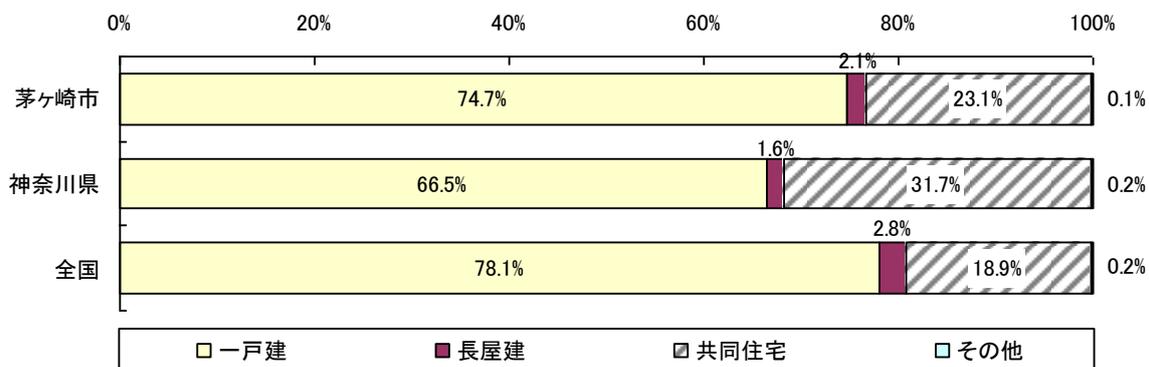
また、住んでいる住宅の建て方をみると、「一戸建」が 74.7%となっており、県よりも一戸建の割合が高くなっていますが、全国と比較するとやや低くなっています。

表 12 住まいの建て方（高齢者のいる一般世帯）

					(世帯数)
	一戸建	長屋建	共同住宅	その他	合計
住まいの建て方 (高齢者のいる世帯)	24,808	689	7,690	39	33,226

(資料 国勢調査 (平成 22 年))

図 13 住まいの建て方（高齢者のいる一般世帯）の全国との比較



(資料 国勢調査 (平成 22 年))

(6) 就労の状況

① 高齢者の労働力状態

高齢者の労働状態の推移を見ると、平成2年の高齢者人口 19,694 人に対して、平成22年には約2.5倍の 50,189 人になっています。一方、「主に仕事」は平成2年では 3,056 人であったのに対し、平成22年には約2.1倍の 6,345 人となり、高齢者人口の伸び率と比較してやや低い伸び率となっています。「家事のかたわら仕事」では、平成2年が 647 人であるのに対し、平成22年には約3.8倍の 2,468 人となり、高齢者人口の伸び率と比較して高い伸び率となっています。完全失業者は、平成2年では 264 人でしたが、平成22年には約2.1倍の 551 人となっています。

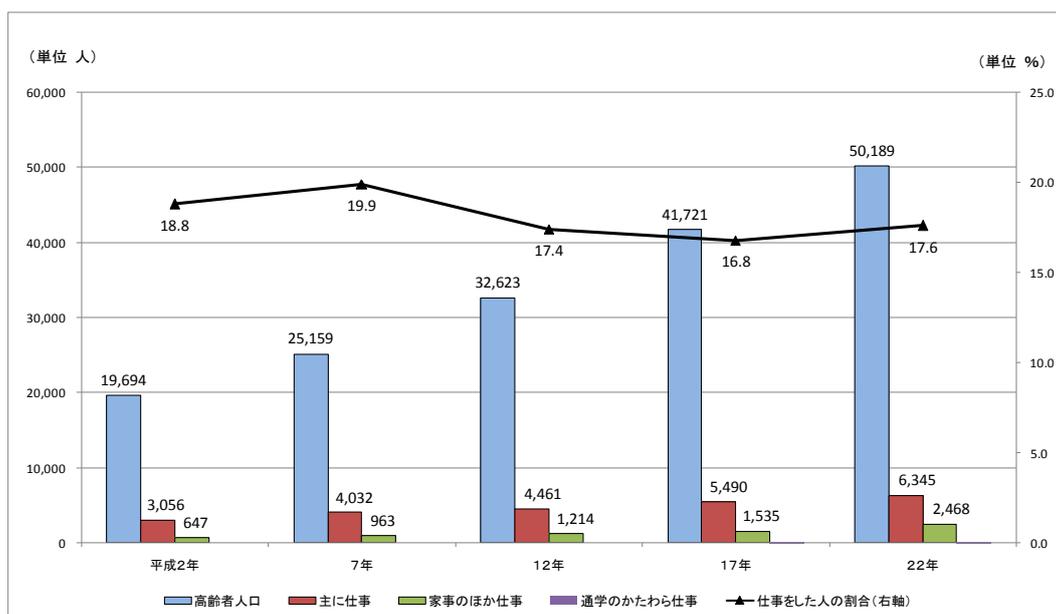
「主に仕事」「家事のほか仕事」「通学のかたわら仕事」を合わせた高齢者人口に対する割合は、10%台の後半で推移しています。

表 13 高齢者の就労状況について

	平成2年	7年	12年	17年	22年
高齢者人口	19,694	25,159	32,623	41,721	50,189
主に仕事	3,056	4,032	4,461	5,490	6,345
家事のほか仕事	647	963	1,214	1,535	2,468
通学のかたわら仕事	0	1	1	3	3
休業者	112	147	187	418	678
完全失業者	264	397	336	401	551
その他	15,615	19,619	26,424	33,874	40,144

休業者とは仕事を休んでいた者、完全失業者とは仕事を探していた者
その他には、家事、通学のほか不詳を含む。(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

図 14 高齢者の就労状況

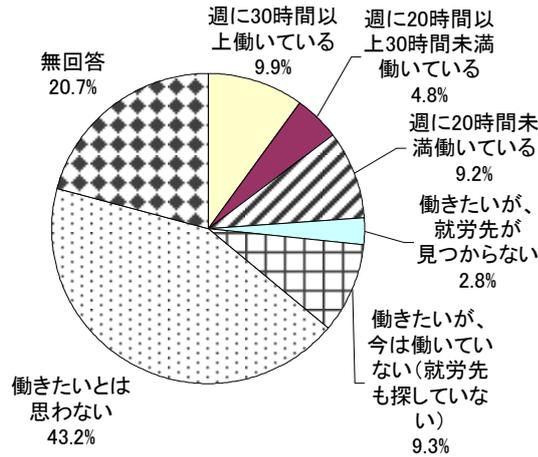


(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

②高齢者の勤労意欲

平成 25 年度に実施した「一般高齢者実態調査及び介護高齢者サービス意向調査」の結果をみると、「働きたいとは思わない」が 43.2%となっていますが、約 4 分の 1 が「働いている」と回答しているほか、12.1%の方が「働きたい」という回答しています。ただし、「働きたい」と回答した方は、意欲を持ちつつも、就労先が見つかっていない状態にあります。

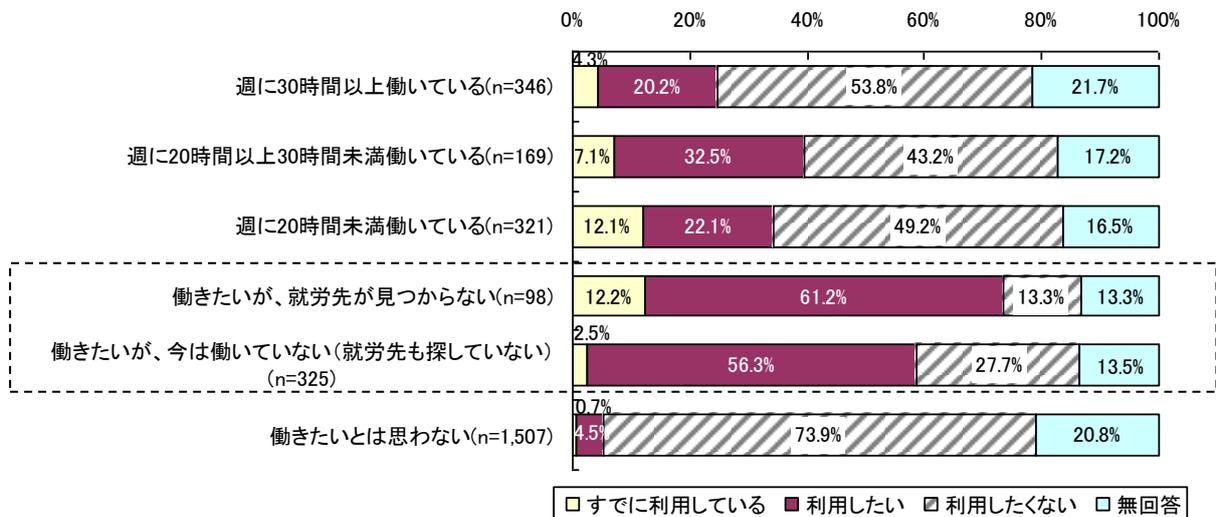
図 15 一般高齢者の就労状況（単数回答、n=3,489）



(資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査)

なお、市で実施している就労支援事業について、就労状況別の利用状況をみると、「働きたい」と考えている方（現在は就労していない）では、「利用したい」という意向が強いことがわかります。一方、「すでに利用している」の割合は、就労先を探している方でも 1 割程度に留まっており、市の就労支援事業について情報提供などの利用促進を図る必要性がうかがえます。

図 16 就労状況別にみた、市の就労支援事業の利用意向



(資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査)

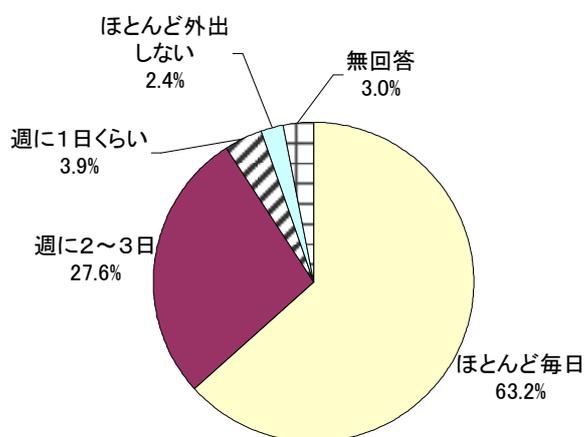
(7) 社会参加の状況

①外出の頻度、及び趣味やレクリエーション等の活動への参加状況

一般高齢者の外出の頻度については、「ほとんど毎日」が 63.2%と最も多く、「週に2～3日」以上外出するという方が9割を占めています。

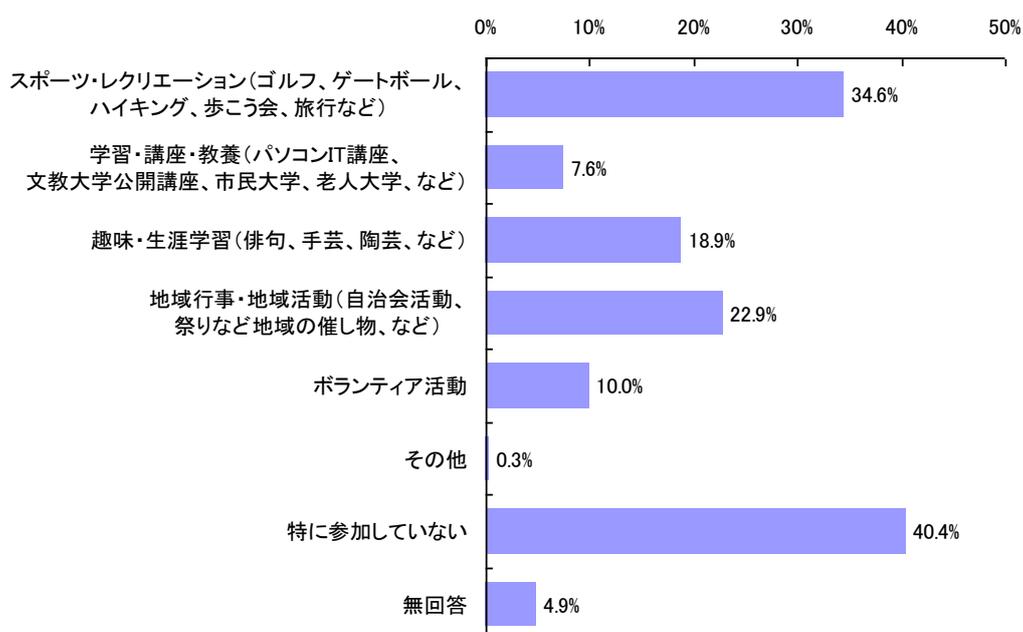
趣味やレクリエーション等の活動への参加状況については、「特に参加していない」が40.4%となっており、半数を少し超える程度の方が何らかの活動に参加しているという結果が得られました。参加している活動として最も多かったのは「スポーツ、レクリエーション」(34.6%)、次いで「地域行事・地域活動」(22.9%)となっています。

図 17 一般高齢者の外出頻度（単数回答、n=3,489）



(資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査)

図 18 趣味やレクリエーション等の活動への参加状況（複数回答、n=3,489）



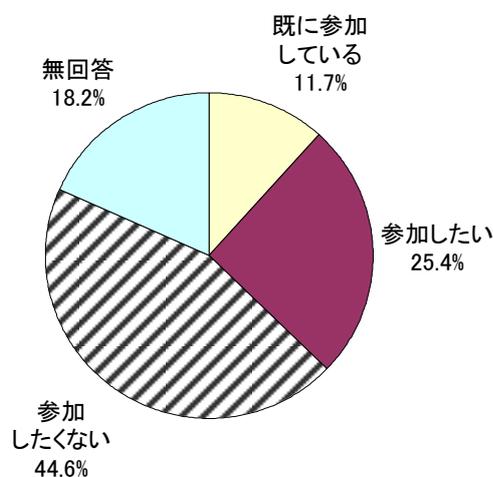
(資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査)

②社会貢献やボランティアに対する意欲

地域のボランティア活動への参加の希望については、「活動したくない」が44.6%となっていますが、「既に参加している」が11.7%、「参加したい」が25.4%となっており、ボランティア活動への参加に対して積極的な方も少なくないことがうかがえます。

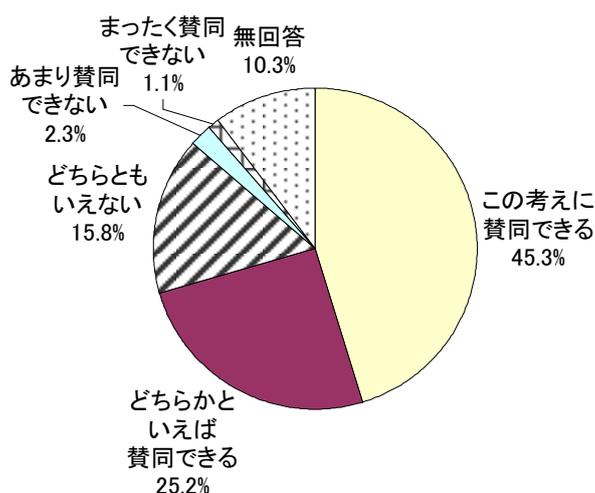
また、「65歳以上であっても、意欲と能力のある方は『支える側』として積極的に活動してもらおう」という考え方について、「この考えに賛同できる」が45.3%、「どちらかといえば賛同できる」が25.2%となっており、7割の方は高齢者が社会貢献することについて肯定的に捉えていることがうかがえます。

図 19 地域のボランティア活動への参加希望（単数回答、n=3,489）



（資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査）

図 20 「意欲と能力のある高齢者の活用」についてどのように思うか（単数回答、n=3,489）



（資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査）

2-2 介護者の状況

主な介護者の状況について、平成25年度に実施した「介護高齢者サービス意向調査（在宅）」をみると、「配偶者」が30.9%と最も多く、次いで「娘」が27.0%、「息子」が16.3%となっています。主な介護者の年齢は「60～70歳未満」が26.5%と最も多く、60歳以上が57.3%と半数以上を占めており、「80歳以上」という方が11.0%となっています。

図21 主な介護者 (n=2,029)

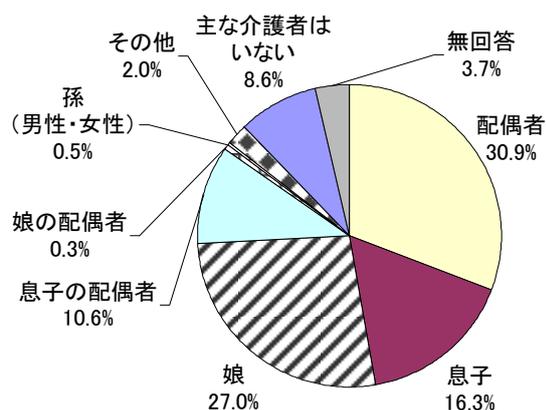
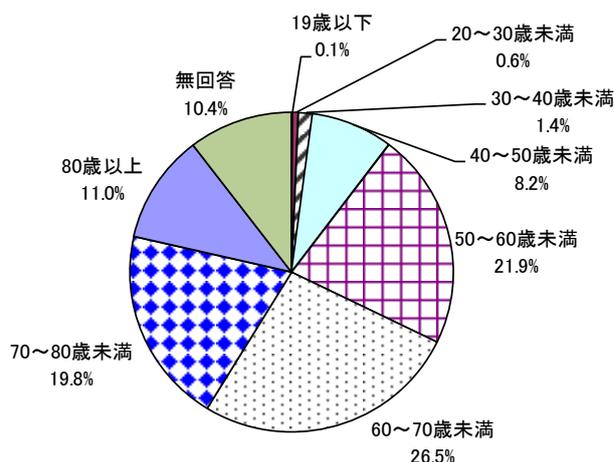


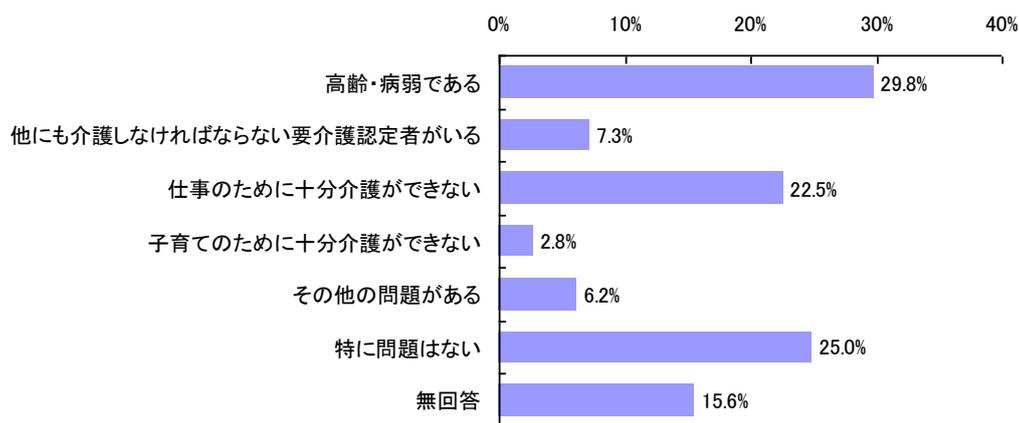
図22 主な介護者の年齢 (n=1,779)



(資料 高齢福祉介護課 要支援・要介護認定者個別調査 (在宅))

主な介護者の状況については、「特に問題はない」との回答は25.0%となっており、約6割の方において、何らかの問題を抱えているという結果となりました。問題として多く挙げられていたのは「高齢・病弱である」(29.8%)、「仕事のために十分介護ができない」(22.5%)です。

図23 主な介護者の状況 (複数回答、n=1,779)



(資料 高齢福祉介護課 要支援・要介護認定者個別調査 (在宅))

第3章 第5期計画の評価と今後の施策のあり方について

第4章 第4章 高齢者と高齢者を取り巻く社会の将来像

4-1 本市高齢者の将来像

(1) 人口及び高齢者人口

表 14 将来の総人口及び高齢者人口（単位：人）

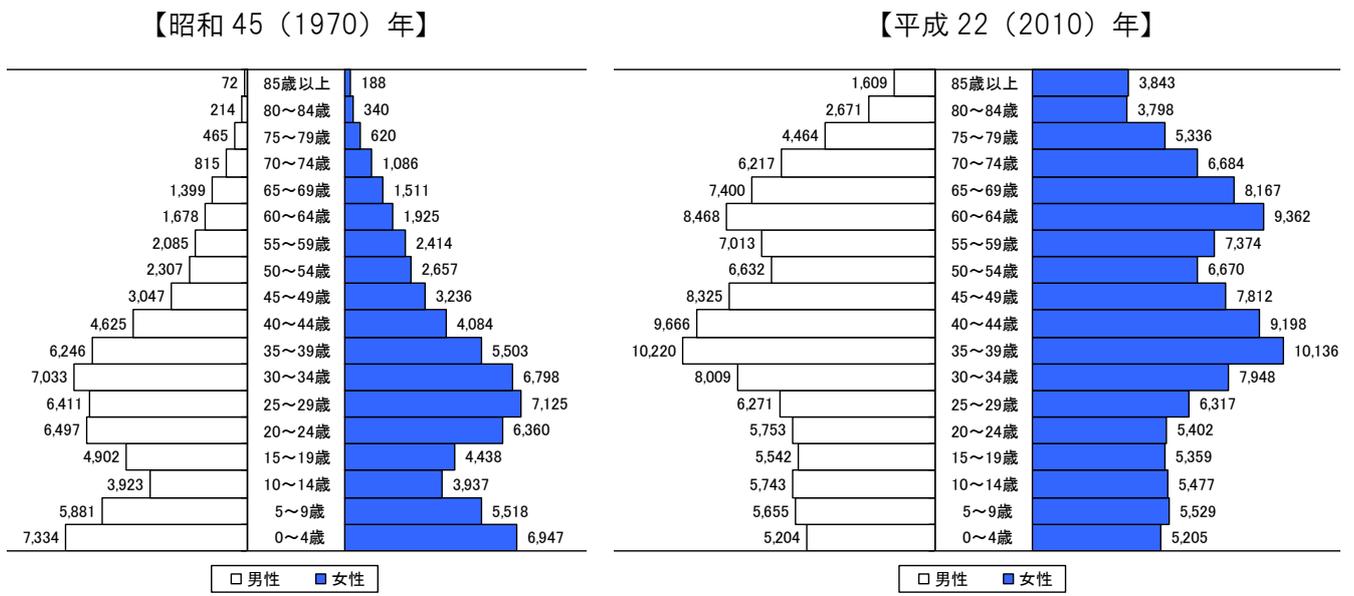
区分	平成 22 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 37 年	平成 42 年
総人口	235,081	238,586			238,035	235,236
65 歳以上	50,189	59,057			63,783	66,467
高齢化率	21.3%	24.8%			26.8%	28.3%
前期高齢者	28,468	31,690			24,845	26,240
65～69 歳	15,567	17,102			12,176	14,745
70～74 歳	12,901	14,588			12,669	11,495
後期高齢者	21,721	27,367			38,938	40,227
75～79 歳	9,800	11,719			14,781	11,703
80～84 歳	6,469	8,267			11,521	12,895
85 歳以上	5,452	7,381			12,636	15,629

※平成 22 年は国勢調査より、平成 27 年・平成 37 年・平成 42 年は茅ヶ崎市企画経営課「茅ヶ崎市の人口について」（平成 24 年 2 月）の数値を掲載しています。

なお、平成 27～29 年について、最終的には独自に人口推計を行い、その結果を反映します。

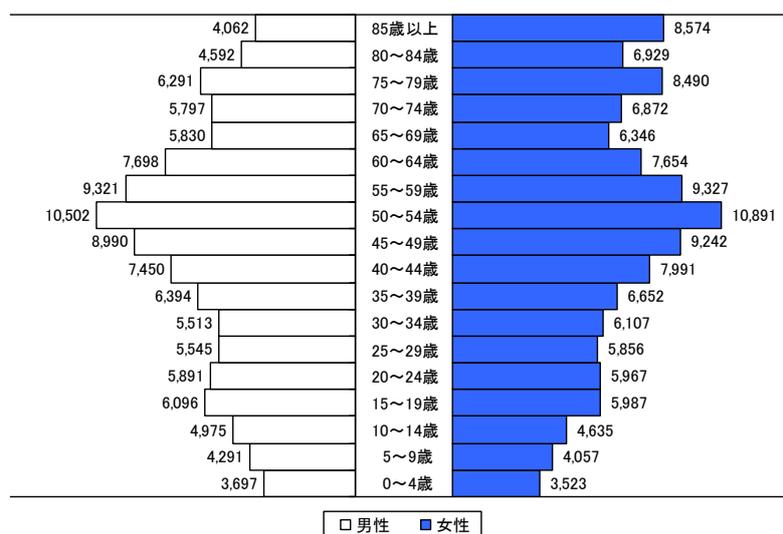
本市の3時点（昭和45年、平成22年、平成37年）の人口ピラミッドを比較すると、昭和45年当時は若い世代が高齢者を支える、ピラミッド型の体制ができていたことが確認できるのに対し、平成22年では若年人口が少なく、高齢者の割合が高まっていることが見て取れます。さらに、平成37年では支えられる側（高齢者）がさらに増えることが予想されています。

図24 3時点の人口ピラミッド



(資料 国勢調査)

【平成37 (2025) 年】



(資料 茅ヶ崎市企画経営課「茅ヶ崎市の人口について」(平成24年2月))

(2) 要介護(支援)認定者数

4-2 2025年を見据えた社会の動き

(1) 高齢社会対策大綱

社会の高齢化の進行に適切に対処することを目的に、「基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として」約11年ぶりに高齢社会対策大綱を定め、高齢者のみならず、多くの国民の意欲と能力を最大限発揮し、全世代で支え合う社会を構築しようとしています。

高齢社会対策大綱では、次のような社会が形成されることを基本理念としています。

- ① 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- ② 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- ③ 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

また、これらの社会を構築するため、次の6つの基本的考え方に基づいて高齢社会対策を進めようとしています。

① 「高齢者」の捉え方の意識改革

高齢者の健康や経済的状況を踏まえ、一律に「支えられる」人であるという概念を変え、意欲と能力のある65歳以上の者には支える側に回ってもらうよう、国民の意識改革を図ります。

② 老後の安心を確保するための社会保障制度の確立

格差の拡大等に対応し、全世代にわたる安心の確保を図り、社会保障機能の充実と給付の重点化、制度運営の効率化を同時に行い、負担の増大を抑制します。

全ての人々が社会保障の支え手であると同時に、社会保障の受益者であることを実感できる制度を確立します。

③ 高齢者の意欲と能力の活用

高齢期における個々の労働者の意欲・体力等には個人差があり、家庭の状況等も異なりますが、意欲と能力のある高齢者の活躍したいという意欲を活かし、年齢にかかわらず働くことができる社会を目指して、多様なニーズに応じた柔軟な働き方が可能となる環境整備を図ります。

また、生きがいや自己実現を図ることができるよう、さまざまな生き方を可能にする活躍の場の創出や社会参加の機会を得られるよう「居場所」と「出番」をつくります。

④ 地域力の強化と安定的な地域社会の実現

高齢者の社会的な孤立を防止するために、また、高齢者を介護する家族を支えるという点において、地域のつながりをつくる必要があります。地域の人々、友人、世代や性別を超えた人々との「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」に取り組みます。社会とのつながりを失わせないような取り組みを推進し、高齢者とその家族が安心して生活できるよう、

必要なときに必要な医療や介護を受けることができる環境が整備されているという安心感を醸成します。

⑤安全・安心な生活環境の実現

高齢者が地域での生活に支障が出ないように、バリアフリーなどの環境を整備するほか、医療、介護、職場、住宅が近接した集約型のまちづくりを推進します。また、高齢者を犯罪や消費者トラブルから守り、地域で孤立しないコミュニケーションを促進させ、安全安心な社会の仕組みを構築します。

⑥若年期からの「人生 90 年時代」への備えと世代循環の実現

高齢期を健康でいきいきと過ごすことができるよう、若い頃からの健康管理、健康づくり、生涯学習、自己啓発への取り組みが重要です。高齢期における経済的自立という点については、就労期に資産を蓄え、引退後はその資産を活用して生活することが可能となる取り組みを進めます。高齢者の築いた資産を次世代が適切に継承できるよう、社会に還流する仕組みを構築します。

(2) 地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革

平成 37 年には、団塊の世代が 75 歳以上となり、全国では 3 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上となります。今後、高齢化が進むと医療や介護を必要とする方がますます増加しますが、現在の我が国の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分対応できないと見込まれています。

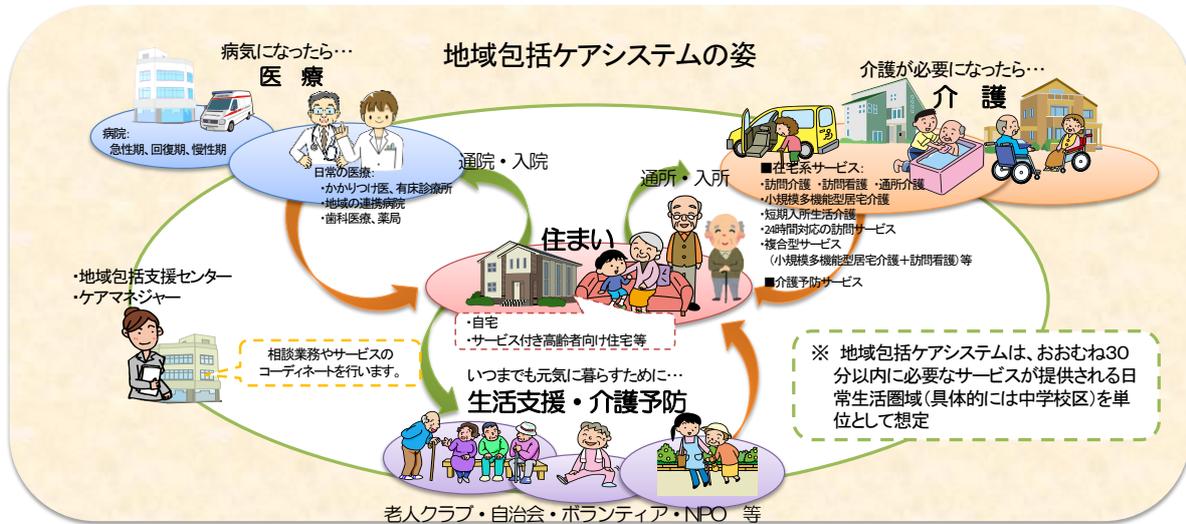
例えば医療については、入院患者が増えると、救急患者の受入れを断る事例が増えるのではないかと、退院して在宅に帰りたいが往診してくれる医師が見つからないのではないかなどといった不安があります。また、介護については、介護度が重度になったり、一人暮らしや老夫婦だけになっても、安心して暮らすことができるか、在宅で暮らすことができなくなった時の施設が十分にあるか、認知症になっても地域で生活を続けていくことができるかなどといった不安があります。

このため、高度な急性期医療が必要な患者は、質の高い医療や手厚い看護が受けられ、リハビリが必要な患者は身近な地域でリハビリが受けられるようにする必要があります。同時に、退院後の生活を支える在宅医療や介護サービスを充実し、早期に在宅復帰や社会復帰ができるようにするとともに、生活支援や介護予防を充実させ、住み慣れた地域で長く暮らすことができるようにする必要があります。

平成 37 年を見据え、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保していくため、こうした「地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革」が進められています。

「地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革」は、大きく医療面における「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と介護面における「地域包括ケアシステムの構築」、さらにこれらを支える人材確保を含んだ「サービス充実のための基盤整備」により構成されます。

図 25 地域包括ケアシステムの姿



出所：厚生労働省老健局 「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」（平成 26 年 2 月）

医療面における「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」では、主に「病床の機能分化・連携」と「在宅医療の推進・介護との連携」が進められます。「病床の機能分化・連携」とは、医療サービスを必要とする人にサービスがきちんと届くように、医療機関が病床毎にその役割を明示します。これにより地域における医療資源の実態把握が進み、地域（医療圏域）ごとに必要とされる機能別の量と、地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を定めた地域医療ビジョンの策定が可能となります。他方、限られた医療資源を適正に配分するため、在宅での生活が可能な人には病院等から在宅への復帰が進められますが、併せて在宅における医療ニーズを満たすため、往診や訪問看護などの体制整備が進められます。

介護面では、「地域包括ケアシステムの構築」が進められます。地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、生活支援、介護予防、住まい等が一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みのことを指しますが、これを実現するために、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化を図ることが制度化されています。また、制度を持続可能なものとしていくため、費用負担の公平化として、一定以上の所得のある利用者の自己負担引き上げ、「補足給付」の支払い要件への資産の勘案、特別養護老人ホーム入所基準の限定、などが進められています。

4-3 第6期計画における課題

第5章 基本方針の設定と施策の体系

第2編 各論

第6章 基本方針ごとの施策

第7章 介護保険事業計画

第8章 進行管理